

鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱（令和２年鹿屋市上下水道事業管理告示第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「区域内」の次に「及び事業計画区域以外の流入区域」を加える。

第２条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）事業計画区域以外の流入区域 鹿屋市下水道条例施行規程（令和２年鹿屋市上下水道事業管理規程第２号）第２４条第２項の規定による処理区域外下水道使用許可書を交付した区域をいう。

第３条各号列記以外の部分及び第４条中「区域内」の次に「及び事業計画区域以外の流入区域」を加える。

第５条に次の１項を加える。

４ 事業計画区域以外の流入区域の供用開始の日については、隣接する下水道計画区域に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。